

総合評価落札方式 Q & A

令和6年3月

静岡県交通基盤部

目 次

1 工事関係

1－1 総論、用語の定義

- Q 1 総合評価落札方式とは？
- Q 2 なぜ総合評価落札方式を実施するのか？
- Q 3 総合評価落札方式の実施に適さない工事とは？
- Q 4 施工の信頼性とは？
- Q 5 事前審査登録制度とは？
- Q 6 「事前確認型」と「事後確認型」の違いとは？
- Q 7 総合評価のタイプ選定はどのように行うのか？

1－2 評価項目に関するここと

- Q 8 落札候補者はどのように決定するのか？
- Q 9 「企業の地域貢献等」が評価される理由は？
- Q 10 技術提案等において、企業に過度の負担となる性能（以下、オーバースペックという。）の提案についても評価してよいのか？
- Q 11 評価項目によって評価基準日が異なっている理由は？
- Q 12 同種工事及び類似工事の確認する方法は？
- Q 13 類似工事を設定する理由は？
- Q 14 C P D とは何か。またC P DとC P D Sの違いとは？
- Q 15 災害協定の評価項目として、企業局の緊急時（地震時及び漏水事故等災害発生）における協定に基づく活動実績の評価は認められるのか？
- Q 16 なぜ災害時事業継続計画や建設機械の所有等を評価するのか？
- Q 17 地域貢献活動で評価の対象となる公共土木施設とは？
- Q 18 地域貢献活動で評価の対象となる「一社一村しずおか運動」とは？
- Q 19 「登録基幹技能者」とは？
- Q 20 雇用実績の評価の対象となる「新卒者」とは？
- Q 21 評価対象項目に該当がない場合、評価点確認申請書（様式2）に記載すれば、その他の技術資料の提出を省略してもよいのか？また、省略してしまった場合、どうなるのか？

1－3 技術提案等のこと

- Q22 評価できない技術提案とは？
- Q23 施工現場の安全対策を課題とした場合、作業員の安全確保対策は施工業者の義務と思われるが、評価の対象としてよいものか？
- Q24 コンクリート構造物の品質管理について評価項目を設定する場合、どのようなものが評価の対象として考えられるのか？
- Q25 様式3－2の「工程管理に係る技術的所見」において何を評価するのか？
- Q26 工程に関する提案がされている場合や、簡易型Iで「工程管理」を選択した場合に、工期延長することは可能か？
- Q27 技術提案内容が適正標準案を満たさないとは、どのようなものか？
またそのような場合、どのような事になるのか？
- Q28 標準型の「技術提案」は、どのように評価（審査）するのか？
- Q29 入札参加者からの技術提案書（様式8－1～3）の提出に当たって注意事項を削除して記載してもよいのか。また2枚目も本様式を使用して記載しなければいけないのか？
- Q30 標準型で、枚数を超過した場合は欠格となるのか？
- Q31 工事簡易型Iにおける技術提案数限定タイプの評価方法とは？
- Q32 評価されなかった提案についても実施しなければならないのか？
- Q33 工事契約後、評価対象となった配置技術者の変更は可能か？
- Q34 「事後確認型」における、落札候補者の根拠書類不備等による評価値の取扱いはどのようにするのか？
- Q35 簡易型IIIを新設した理由は？
- Q36 簡易型IIIは入札参加資格による配置予定技術者の施工経験は求めないのか？
- Q37 配置予定技術者の能力項目における配置予定技術者の資格に、1級土木施工管理技士補の資格は評価の対象となるのか？

2 建設関連業務関係

- Q 1 総合評価落札方式の場合、予定価格 500 万円未満でも低入札価格調査制度の対象になるのか？
- Q 2 照査技術者としての業務実績及び手持ち業務は、評価の対象となるのか？
- Q 3 合計手持ち業務件数が 5 件以上でも、技術資料（様式 4 号）には業務名等を記載するのか？
- Q 4 ヒアリングの際に予定管理技術者以外の者が行った発言も、評価の対象となるのか？
- Q 5 契約後、評価対象となった配置予定技術者の変更は可能か？
- Q 6 平成 27 年度から実施方針等の項目数が 5 項目から 2 項目に変更にしたのはなぜか？
- Q 7 評価されなかった提案についても実施しなければならないのか？
- Q 8 評価できない技術提案（評価テーマ、実施方針等）とは？
- Q 9 入札公告文の実施方針評価項目に評価細目が追加された理由は？
- Q 10 様式 4 号の配置予定技術者の資格の登録年月日とは？

はじめに

この総合評価落札方式Q & Aは、総合評価活用ガイドライン（静岡県交通基盤部）及び総合評価落札方式（建設関連業務）活用ガイドライン（静岡県交通基盤部）に関する問合せの多い内容を、Q & A形式でまとめたものです。ガイドラインを読んだ上で、困ったときに、御活用ください。

1. 工事関係

1-1 総論、用語の定義

Q 1 総合評価落札方式とは？

A 1 公共工事の品質確保と向上を目的として、価格と価格以外の要素（企業や技術者の技術力、社会的信頼性等）を総合的に評価する入札方式のことです。なお、品質には、工事目的物の品質のほか、工事の効率性、安全性、環境への配慮等の工事実施段階における特性も含まれています。

Q 2 なぜ総合評価落札方式を実施するのか？

A 2 公共工事の品質を確保するために、価格のみならず価格以外の多様な要素も考慮した総合的に優れた内容の契約が求められているため。また、不当に安い金額で落札するいわゆるダンピング受注の防止と不良・不適格建設業者の排除を行うため。

Q 3 総合評価落札方式の実施に適さない工事とは？

A 3 判断は資格委員会が行うこととなります。一般的には、災害復旧工事における緊急性等の特別な理由がある場合や、工事施工に必要な期間の確保が困難な場合が考えられます。また、総合評価審査委員会において総合評価落札方式を適用することが不適当と認められた工事も該当すると考えられます。

Q 4 施工の信頼性とは？

A 4 総合評価落札方式の評価項目のうち、①「工事成績や施工実績による企業能力」、②「配置予定技術者の資格や施工経験等による技術者能力」及び③「営業拠点や災害協定等による地域貢献等」の3つの項目で構成される実績に係る評価を「施工の信頼性」としています。

すなわち、評価項目のうち標準型の「技術提案」又は簡易型Ⅰの「簡易な施工計画」（以下「技術提案等」という。）を除いた実績部分のことで、簡易型Ⅱではこれら実績に係る評価項目のみで評価を行います。

Q 5 事前審査登録制度とは？

A 5 入札の度に重複して提出していた資料及び事務量の軽減を目的に、総合評価落札方式の評価の一部を、事前に審査し登録する制度です。また、評価項目の内容を受注者と発注者で相互に確認することにより、評価に関するエラーを防止します。

Q 6 「事前確認型」と「事後確認型」の違いとは？

A 6 「事前確認型」とは、総合評価に関する確認について、入札前にすべての技術資料（様式と根拠書類）の提出を求め、評価の詳細な確認まで行い落札者を決定するタイプのことです。

これに対して「事後確認型」とは、総合評価に関する確認のうち、入札前に様式（根拠書類以外）及び技術提案等（技術提案または簡易な施工計画）のみ提出を求めて暫定の評価値を算出し、入札後に落札候補者のみに根拠書類の提出を求めて、評価の詳細な確認まで行い、落札者を決定するタイプのことです。

すなわち、根拠資料の提出と確認を入札後にできるのが「事後確認型」ということです。（図1 参照）

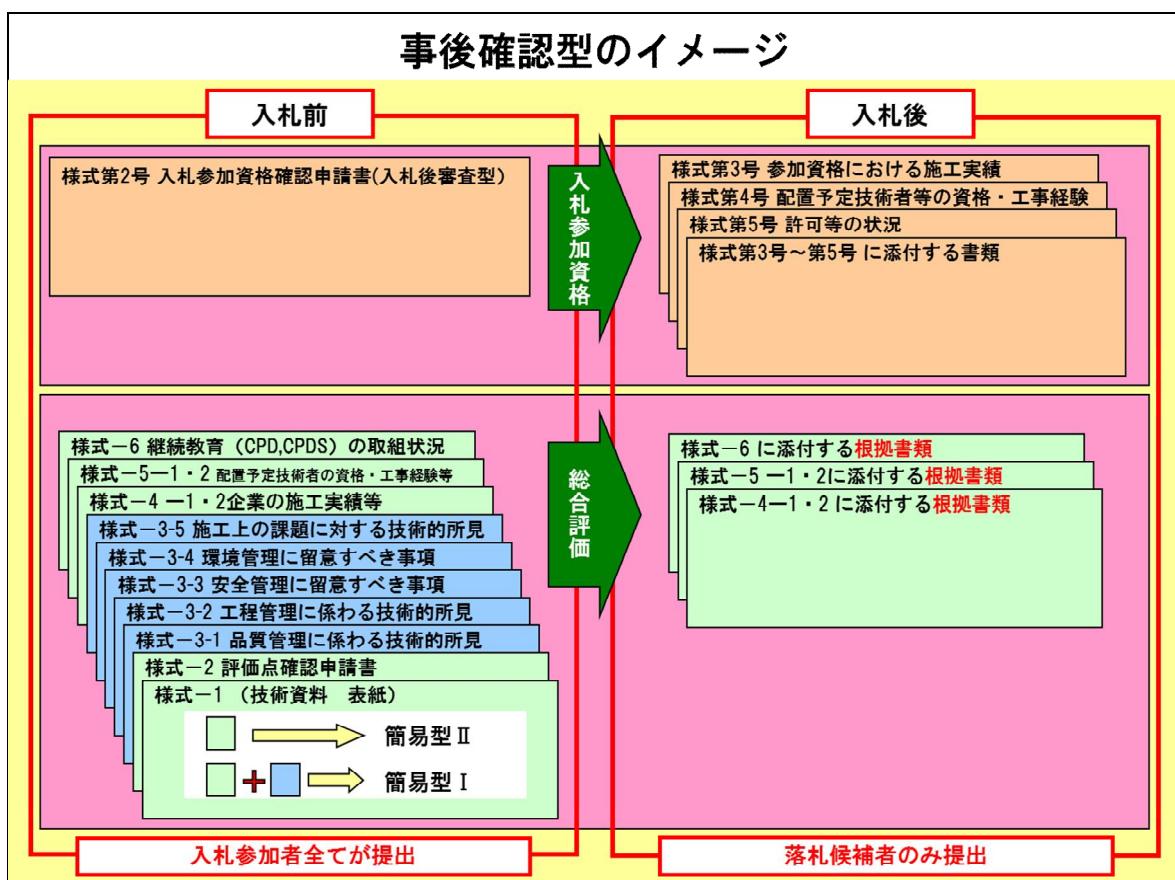


図1 事前確認型と事後確認型の違い

Q 7 総合評価のタイプ選定はどのように行うのか？

A 7 総合評価のタイプを選定する目安は、総合評価活用ガイドラインに掲載されています。

総合評価のタイプ選定は工事難易度と予定価格により区分されていますが、施工上の技術的課題の難易度や技術的工夫の大小に応じ、別タイプを適用することを可能としています。

1－2 評価項目に関するこ

Q 8 落札候補者はどのように決定するのか？

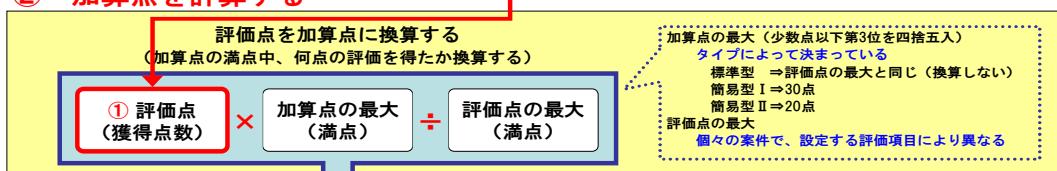
A 8 標準点（100点）に入札参加者の技術力等に応じて与えられる評価点の合計を換算した加算点を加え、これにより算出された『技術評価点』を『入札価格』で除した『評価値』の最も高い者が落札候補者となります。

なお、評価点、加算点及び評価値の計算方法、並びに計算例は、図3のとおりです。

① 評価点を計算する



② 加算点を計算する



③ 評価値を計算する

$$\{ (\text{標準点 (100点)} + \text{②加算点}^{*1} (\text{換算後の点数})) / \text{③入札価格}^{*2} \} \times 1,000 = \text{評価値}^{*3}$$

計算例

設定条件：タイプ⇒簡易型I、業者の獲得点数⇒33点、加算点の最大⇒30点、評価点の最大⇒41点、入札価格⇒53,000（予定価格を下回り、調査基準価格の税抜き価格以上）

$$\begin{array}{r} 33 \\ \times 30 \\ \hline \end{array} \div 41$$

$$\{ (100 + 24.15) / 53,000 \} \times 1,000 = 2.3425$$

*1 標準型⇒換算しない、簡易型I⇒30点満点に換算、簡易型II⇒20点満点に換算（すべてのタイプにおいて、加算点は少数点以下第3位を四捨五入）

*2 税抜き価格。入札価格が調査基準価格の税抜き金額を下回った場合は、入札価格を調査基準価格の税抜き金額に置き換えて評価値を算出する。

*3 評価値は、小数点以下4位止め（5位を四捨五入）とするが、同位の者がある場合は、評価に差が生じるまで少数点以下の位止めを増やすこととする。

図3 評価点、加算点及び評価値の計算過程、並びに計算例

Q9 「企業の地域貢献等」が評価される理由は？

A9 公共工事の品質を確保しつつ工事を円滑に行うためには、地域の地理的・自然的・社会的条件を熟知し、災害時の対応や地域貢献活動等を通じて地域の信頼性や社会性を有していることが望ましいと考えられるからです。

Q10 技術提案等において、企業に過度の負担となる性能（以下、オーバースペックという。）の提案についても評価してよいのか？

A10 オーバースペックになる提案は評価しません。

なお、国土技術総合研究所のホームページに「総合評価方式における技術提案のオーバースペック事例集」がありますので、参考にしてください。

Q11 評価項目によって評価基準日が異なっている理由は？

A11 これまででは、極力最新データに基づいて各評価を行うよう努めてきましたが、他方、そのために評価基準日は統一されていませんでした。

しかし、基準日が変動することのメリット、デメリットを検討した結果、平成25年度からは【前年度までの過去〇か年度】に統一しました。

Q12 同種工事及び類似工事を確認する方法は？

A12 入札参加者から提出された技術資料に必要事項が記載された「企業の施工実績等」（様式－4－1・2）や「配置予定技術者の資格・工事経験等」（様式－5－1・2）と、その根拠書類（契約書の写しや契約図面の写しや主任技術者等通知書の写し等）やCORINSの登録内容確認書内容（工事実績）の写しによって行います。なお、今まで同様、これらの書類は、契約後の配置技術者に対して行われる履行確認にも使用しています。

Q13 類似工事を設定する理由は？

A13 総合評価活用ガイドラインでは、企業の施工実績と配置予定技術者の施工経験において3段階の評価を設定しております。適正に3段階の評価を行うことにより、評価に差がつき、より良い業者を選択することに繋がると考えられます。

なお、令和4年から、類似工事については選択項目とし、特殊な工事等で同種による評価が困難と想定される場合（同種のみの設定では評価に差がつかないと予想される場合など）に設定するものとする。

Q14 CPDとは何か。またCPDとCPDSの違いとは？

A14 CPD（Continuing Professional Development）とは、継続的能力開発を意味し、一般的には継続学習、又は継続教育と呼ばれるものです。

CPDのうち、全国土木施工管理技士連合会が運営している継続教育だけは、「CPDS（Continuing Professional Development System）」の標記を使っています。

Q15 災害協定の評価項目として、企業局の緊急時（地震時及び漏水事故等災害発生時）における協定に基づく活動実績の評価は認められるのか？

A15 静岡県工業用水道及び水道施設の維持管理要綱に基づく出動要請は、災害協定に基づく活動実績として認められません。

Q16 なぜ災害時事業継続計画や建設機械の所有等を評価するのか？

A16 地震等の災害時には、建設業者がいかに迅速に対応できるかが重要です。そのため、事前準備として各建設業者が「災害時事業継続計画」を策定するとともに、常に稼働できる人員や重機を確保し、有事の備えのある業者は、地域の信頼性や社会性を有していると考えられることから適正に評価します。

なお、有事の備えに関する評価については、静岡県の建設業審議会からの提言を受けております。

Q17 地域貢献活動で評価の対象となる公共土木施設とは？

A17 対象となる公共土木施設とは、県管理施設に限らず静岡県内における公共土木施設（河川・海岸・砂防設備・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園）の美化活動や環境保全活動で、企業としての自発的な取組や協会員としての活動実績を評価します。なお、公共土木施設とは公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条に規定する上記に示す11施設で、駅・神社・学校・病院・農業用施設・山林などは含みません。

また、第三者が客観的に見て、その実績に該当すると判断できる根拠書類が必要となります。

Q18 地域貢献活動で評価の対象となる「一社一村しづおか運動」とは？

A18 静岡県が推進する「一社一村しづおか運動」とは、企業と農村が協働活動することで静岡の農村地域の活性化を図る運動です。

なお、活動団体は静岡県から認定を受ける制度となっていますので、評価されるためには、認定書とあわせて、活動実績に該当すると判断できる根拠書類が必要となります。

Q19 「登録基幹技能者」とは？

A19 「登録基幹技能者」とは、熟達した作業能力と豊富な知識を持つとともに、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた技能者で、専門工事業団体の資格認定を受けた者です。現場では、いわゆる上級職長などとして元請の計画・管理業務に参画し、補佐することが期待されている者です。

なお、「登録基幹技能者」は工事の品質に寄与すると考えられることから、施工の信頼性における企業の能力の選択評価項目としています。

Q20 雇用実績の評価の対象となる「新卒者」とは？

A20 例えば、平成28年度に評価される「新卒者」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第一条で定める学校等又は第百二十四条で定める学校並びに静岡県立浜松、清水又は沼津技術専門校の普通職業訓練普通課程を、平成27年度中又は平成28年度中に卒業し、平成29年3月31日までに雇用された者とします。専修学校（一般課程）、各種学校（珠算教室、洋裁教室、クッキングスクールなど）及び無認可校の新卒者は該当しません。なお「新卒者」の定義は、総合評価活用ガイドラインに記載しています。現状の制度では、その年度に評価対象とならない新卒者雇用実績は、その次年度に評価対象となることを想定して、評価項目とし設定されています。

Q21 評価対象項目に該当がない場合、評価点確認申請書（様式2）に記載すれば、他の技術資料の提出を省略してもよいのか？また、省略してしまった場合、どうなるのか？

A21 公告文に記載され、提出を求められている様式において、その様式の内容が評価対象とならない場合であっても、公告文で求められている様式は全ての提出が必要です。

また、入札前に総合評価における実績等の評価項目の基本的な確認を受けなければならないため、公告文で求められている資料が不足または未提出となり、入札参加資格がないものとなります。

1－3 技術提案等に関すること

Q22 評価できない技術提案とは？

A22 技術提案では、設計図書の仕様を変更する提案は評価の対象にはなりません。提案が優れても仕様等の変更を伴う場合は、契約後に設計変更など協議で対応すべき内容と考えられるからです。

また、過度の負担となる性能（オーバースペック）の提案、提案の効果が不明確なもの、他機関との協議が必要な提案についても評価の対象にはなりません。

Q23 施工現場の安全対策を課題とした場合、作業員の安全確保対策は施工業者の義務と思われるが、評価の対象としてよいものか？

A23 作業員の安全確保対策は当然の義務ですが、より安全な現場環境を確保することは、作業員に工事の品質を確保することに専念できることにつながること、また、危険な作業が伴う現場では、事故等が発生した場合に「工程の遅れ」や「交通機関への影響」や「供用開始の遅れ」等によって地域社会に大きな影響を与えることになることから、特段の安全対策は評価の対象と考えられます。

Q24 コンクリート構造物の品質管理について評価項目を設定する場合、どのようなものが評価の対象として考えられるのか？

A24 材料や施工方法、養生方法などについて提案を求めることが一般的です。なお、温度管理や、安価で工夫できる新技術・新工法の活用等は評価の対象と考えられますが、セメント材料などの主な仕様の変更を伴うもの（普通セメントから早強セメントへの変更など）は評価の対象となりません。したがって業者の過度な負担を伴わない範囲での混和剤の使用や養生材の使用等が一般的な評価対象として考えられます。

Q25 様式3－2の「工程管理に係る技術的所見」において何を評価するのか？

A25 技術的所見の欄に記載されている内容が、契約工期内に完成するため各工程の工期及び工事の手順が現地条件を踏まえて適切であり、その工夫の度合いに応じて評価します。

なお、工事内容によっては、契約工期内の中でもさらに限定された工種において、工程期限を設定している場合もあります。よって入札公告文の簡易な施工計画における「補足説明」や設定図書に添付されている「施工条件明示事項」、「特記仕様書」等を必ず確認したうえで、資料を作成する必要があります。

Q26 工程に関する提案がされている場合や、簡易型Iで「工程管理」を選択した場合に、工期延長することは可能か？

A26 可能ですが、受注者の責により、工期延長する場合は、「減額」及び「工事成績評定点の減点」というペナルティが受注者に課されますので、責任の所在は明確にする必要があります。

なお、「工程管理」の設定は、特に工期完了の管理を求める場合に限ることとなっています。

Q27 技術提案内容が適正標準案を満たさないとは、どのようなものか？またそのような場合、どのような事になるのか？

A27 例えば、工程管理に係る技術的所見における工程計画（工程表）が、契約工期を超えている場合や、技術提案自体が記載されていない場合、また技術資料が未提出であった場合には、適正標準案を満たさないと判断します。

なお、適正標準案を満たさないと判断した場合には、同時に入札参加資格も満たさないと判断されますので、その時点で入札参加できなくなります。

Q28 標準型の「技術提案」は、どのように評価（審査）するのか？

A28 技術提案の評価については簡易型Ⅰと同じく、標準案と同等以上であることが必要で、提案の内容に応じて点数を与えます。

技術提案は、「工事目的物の性能・機能」、「社会的要請」、「総合的なコスト」について、工事内容により評価項目を適宜設定し、配点は25～32点の範囲で発注者が任意に設定します。

Q29 入札参加者からの標準型における技術提案書（様式8－1～3）の提出に当たっては注意事項を削除して記載してもよいか。また2枚目も本様式を使用して記載しなければいけないのか？

A29 技術提案書の提出は入札公告文で決められた様式で提出してください。

なお、注意事項の削除は様式の変更にあたるため、削除しないでください。

また、2枚目についても表題や注意事項を削除せず、本様式を必ず使用してください。

独自に様式を加工し提案を提出した場合は、評価されないことがありますので、注意してください。

Q30 標準型で、枚数を超過した場合は欠格となるのか？

A30 1つの技術提案（〇〇〇に関する技術提案）について所定の様式1枚を基本とし、2枚まで可能としています。仮に枚数を超過した場合は、欠格にはしませんが、3枚目以降の提案については評価対象外とします。なお、文字サイズは11ポイントで、文字間隔等は標準としています。

また、簡易型Ⅰでは、1つの技術提案（〇〇〇に関する技術提案）について極力1枚にまとめるよう願います。

なお、図面等の添付資料に枚数制限はありません。

Q31 工事簡易型Ⅰにおける技術提案数限定タイプの評価方法とは？

A31 平成28年度から原則となった工事簡易型Ⅰにおける技術提案数限定タイプとは、発注者が、入札参加者からの技術提案を5つまでに限定して行う方

法で、記載する様式が予め5つに枠が区切られています。なお、1つの枠内に記載された提案の中に複数の要素が含まれる場合、最初に記載されたもののみ評価します。

技術提案の記載が5つまでに限定されている「技術提案数限定タイプ」では、「提案の数に応じた点数を付与する方式」による評価方法を用いることは満点がとれない可能性がありますので望ましくありません。

したがって、業者の提案を的確に評価するために、「技術提案数限定タイプ」では、「提案の内容に応じた点数を付与する方式」によって評価を行った場合、技術提案の記載が5つに満たない場合でも、内容によっては、最大得点を獲得することが可能となります。

Q32 全ての提案について実施しなければならないのか？

A32 全ての提案は実施しなければなりません。また、提案された提案内容の全部又は一部の履行が、受注者の責により困難となった場合には、ペナルティの付与等の必要な措置が講じられることになります。

したがって、総合評価落札方式（標準型、簡易型Ⅰ）により工事を受注した者は、評価されなかった提案を含め、技術提案等で提案した内容を全て施工計画書に記載する必要があります。なお、監督員にも履行確認の義務が生じるので、監督員は、提案された内容が施工計画書に反映されているかどうか確認しなければなりません。ただし、技術提案等の内容のうち、発注者が採用を認めないことを通知（指示）した提案内容については、施工計画書に記載する必要はありません。

Q33 工事契約後、評価対象となった配置技術者の変更は可能か？

A33 変更が認められる場合としては、配置技術者の死亡や傷病又は退職等、受注者の責によらない場合などで真にやむを得ない場合に限られます。

なお、いずれの場合であっても、発注者と受注者との協議により、交代前後における配置技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。

Q34 「事後確認型」における、落札候補者の根拠書類不備等による評価値の取扱いはどのようにするのか？

A34 「事後確認型」の際、落札候補者が提出する技術資料のうち、各様式とその根拠書類と整合が取れなかった場合は書類の不備となることから、「評価なし」となります。

様式2号の評価点申請に誤りがあった場合の取扱いは、図4のフロー図のとおりです。

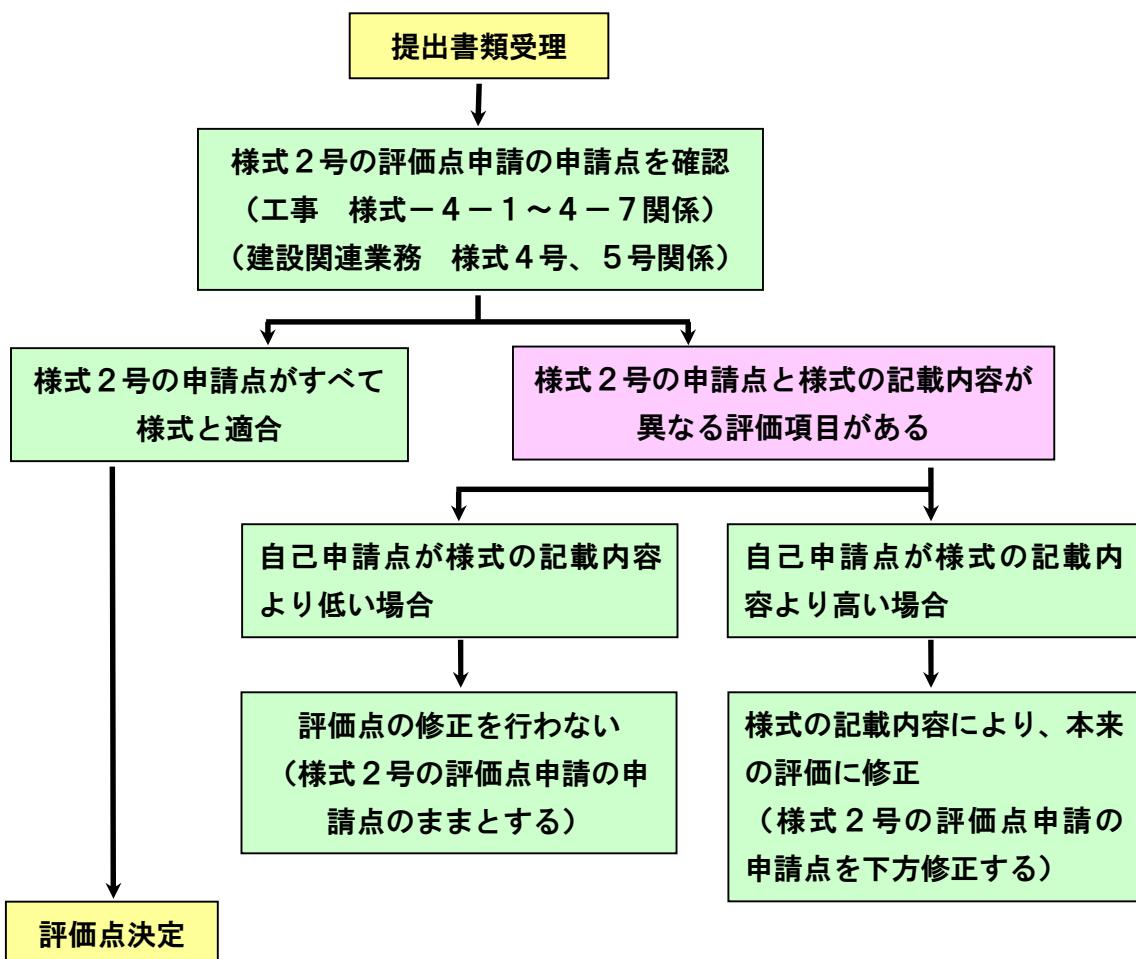


図4 様式2号の評価点申請に誤りがあった場合の取扱い

Q35 簡易型Ⅲを新設した理由は？

A35 建設産業における担い手確保・育成の課題解決に向けた取組みの一環として、配置予定技術者の施工経験等の能力は求めないタイプとして、令和4年度に新設した。

Q36 簡易型Ⅲは入札参加資格による配置予定技術者の施工経験は求めないのか？

A36 入札に参加する者に必要な資格設定における、配置予定技術者の同種工事の施工経験については、基本的には設定しないこととしている。

なお、工事難易度が低いが技術的な工夫の余地が比較的大きい工事等については、上位タイプ（簡易型Ⅰ、簡易型Ⅱ）を適用することが可能となっているため、現場条件等を踏まえた適切なタイプ選定を行って下さい。

Q37 配置予定技術者の能力項目における配置予定技術者の資格に、1級土木施工管理技士補の資格は評価の対象となるのか？

A37 配置予定技術者の資格設定については、監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格を基準（建設業法）として、工事の種類に応じて総合評価活用ガイドラインにおける資格設定の目安を参考に設定することとしている。

このため、現在1級土木施工管理技士補の資格のみでは、監理技術者又は主任技術者になりうる国家資格に該当しないため、評価対象とはしていません。

2. 建設関連業務関係

Q 1 総合評価落札方式の場合、予定価格 500 万円未満でも低入札価格調査制度の対象になるのか？

A 1 総合評価落札方式による案件では、最低制限価格制度でなく、低入札価格調査制度の対象になりますので、注意してください。（「静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領」による）

Q 2 照査技術者としての業務経験及び手持ち業務は、評価の対象となるのか？

A 2 照査技術者としての業務経験及び手持ち業務は、業務経験として評価しません。

Q 3 合計手持ち業務件数が5件以上でも、技術資料（様式4号）には業務名等を記載するのか？

A 3 合計手持ち業務件数が5件以上の場合は、評価点が0点となることから、手持ち業務量の評価項目における業務名等の記載は不要とします。

Q 4 ヒアリングの際に予定管理技術者以外の者が行った発言も、評価の対象となるのか？

A 4 ヒアリングでは、予定管理技術者から技術提案書について説明をしていただきますので、予定管理技術者以外が出席して発言しても評価対象にはなりません。

Q 5 契約後、評価対象となった配置予定技術者の変更は可能か？

A 5 変更が認められる場合としては、配置技術者の死亡や傷病又は退職等、受注者の責によらない場合などで真にやむを得ない場合に限られます。

なお、いずれの場合であっても、発注者と受注者との協議により、交代前後における配置予定技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、建設関連業務の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。

Q 6 平成27年度から実施方針等の項目数が5項目から2項目に変更にしたのはなぜか？

A 6 現場への課題認識と対応方針に項目を絞り、業務を実施する上での工夫に焦点を当て易くすることによって、品質の向上に繋げるためです。

Q 7 全ての提案について実施しなければならないのか？

A 7 全ての提案は実施しなければなりません。また、提案された提案内容の全部又は一部の履行が、受注者の責により困難となった場合には、ペナルティの付与等の必要な措置が講じられることになります。

したがって、総合評価落札方式（標準型、簡易型Ⅰ）により業務を受注した者は、評価されなかった提案を含め、評価テーマや実施方針等で提案した内容を全て業務計画書に記載する必要があります。なお、監督員にも履行確認の義務が生じるので、監督員は、提案された内容が業務計画書に反映されているかどうか確認しなければなりません。ただし、提案の内容のうち、発注者が採用を認めないと通知（指示）した提案内容については、業務計画書に記載する必要はありません。

Q 8 評価できない技術提案（評価テーマ、実施方針等）とは？

A 8 技術提案では、設計図書の仕様を変更する提案は評価の対象にはなりません。提案が優れても仕様等の変更を伴う場合は、契約後に設計変更など協議で対応すべき内容と考えられるからです。

また、過度の負担となる性能（オーバースペック）の提案、提案の効果が不明確なもの、他機関との協議が必要な提案についても評価の対象にはなりません。

Q 9 入札公告文の実施方針評価項目に評価細目が追加された理由は？

A 9 「実施方針」を求める標準型及び簡易型Ⅰについて、実施方針の獲得点数が低い傾向にあり、原因として発注者が設定した「評価細目」と提案内容の目的や意図にズレ(ミスマッチ)が生じていた可能性が高いことから、平成28年度から発注者が求める評価項目に対する「評価細目」を公告文に記載することとしました。

Q 10 技術資料の様式4号における配置予定技術者の保有資格の登録年月日とは？

A 10 資格を証明する書面の写し（登録証等）に記載されている登録年月日の日付です。このため、技術資料の様式4号の登録年月日の日付は、資格を証明する書面の写し（登録証等）に記載されている登録年月日の日付を記載してください。また、技術士登録証明書を資格を証明する書面の写しとして提出する場合、配置予定技術者が複数の部門、分野の資格を有していると、登録年月日と評価基準としている資格の試験合格年月で日付が前後している場合がありますが、この場合においても様式4号に記載する日付は、技術士登録証明書に記載されている登録年月日の日付を記載してください。

なお、資格を証明する書面の写し（登録証等）は内容が最新のものになつていれば、証明書等の発行年月日は問いません。